

安芸太田町特色ある体験活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郷土愛に満ちた、たくましい児童生徒を育むため、本町の豊かな自然や文化などの資源を活用したアクティビティ体験事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、安芸太田町補助金等交付規則(平成16年規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「交付対象団体」という。)は、町内に活動拠点を有する団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、参加料、体験料その他この事業実施に必要な経費として、町長が特に必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費を合計した額とし、町長が予算の範囲内で定めた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象団体は、特色ある体験活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めるときは、特色ある体験活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により交付対象団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付対象団体は、補助事業が完了したときは、特色ある体験活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) 収支決算書(様式第7号)

(補助金の額の確定等)

第8条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付対象団体に特色ある体験活動支援事業補助金額の確定通知(様式第8号)するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、補助事業の完了確認後、交付対象団体からの請求書(様式第

9号)により交付するものとする。

(補助金の交付特例)

第10条 規則第16条の規定による補助金の概算払い又は前金払いを受けようとするときは、補助金概算払(前金払)交付請求書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

(書類の保存)

第11条 交付対象団体は、補助事業に係る帳簿及びその他の証拠書類を整理し、当該補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する町の会計年度の末日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。